

# 大竹市プレミアム付商品券取扱店 追加募集要項

## ★事業の目的

住民税非課税者と3歳未満の子育て世帯向けに、お得に買い物ができるプレミアム付商品券を販売し、消費税・地方消費税率の引き上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えすることを目的とする。

## 1. 大竹市プレミアム付商品券事業について

### (1) 事業概要 ※発行額及び発行内容は予定です。

①名 称 大竹市プレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）

②発 行 者 大竹市

③発 行 額 総額1億7,000万円（プレミアム率25%、大竹市負担）

④発行内容 総数3万4,000冊（1冊5,000円、額面500円×10枚綴り）

⑤販売価格 4,000円／冊

⑥使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

### ⑦販売方法

- ・⑨のAの購入対象者：購入希望申請を受け、審査の後、対象者に購入引換券を交付し、プレミアム付商品券販売場所にて販売
- ・⑨のBの購入対象者：購入引換券を交付し、プレミアム付商品券販売場所にて販売（申請不要）

### ⑧プレミアム付商品券販売期間

令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

### ⑨購入対象者

#### A. 令和元年度住民税非課税者

平成31年1月1日に本市に住民登録があり、令和元年度の住民税が課税されていない者（住民税が課税されている人に扶養されている人（生計同一の配偶者、被扶養者）、生活保護を受給している人等を除く）

#### B. 3歳未満の子が属する世帯の世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子どもが属する世帯の世帯主

### ⑩購入限度

購入引換券1枚に対して最大5冊まで

- ・上記⑨のAの購入対象者：2万5千円分（販売額2万円）
- ・上記⑨のBの購入対象者：2万5千円分（販売額2万円）×3歳未満の子の数

### ⑪取扱店

地域振興に貢献し、大竹市内における消費喚起・下支えに寄与できる店舗・事務所等を公募して決定

## (2) 留意事項

- ①取扱店は、使用期間以降（令和2年4月1日以降）は、プレミアム付商品券を使用させないこと。また、使用期間を過ぎた未使用のプレミアム付商品券は、受け取らないこと（店舗で処分しない）。
- ②プレミアム付商品券を現金に換金しないこと。
- ③プレミアム付商品券額面以下の使用の場合、お釣りは支払わないこと。また不足分は現金等で受け取ること。
- ④プレミアム付商品券の盗難、紛失若しくは滅失又は偽造、模造等に対して、大竹市はその責を負わない。
- ⑤取扱店においてプレミアム付商品券の交換又は売買をしないこと。
- ⑥他市町でもプレミアム付商品券の発行が予定されており、他市町のプレミアム付商品券と混同しないよう、十分注意すること。（大竹市は、他市町のプレミアム商品券を換金しません。）

## (3) プレミアム付商品券の使用対象にならないもの

- ①出資や債務（振込手数料、電気・ガス・水道料金など）の支払い
- ②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、お米券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③現金への換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- ④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む。）
- ⑤当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証券
- ⑥事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
- ⑦土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑧会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもので、有効期限が令和2年3月31日を超えるもの
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- ⑫その他、各取扱店が指定するもの



## 2. 取扱店の募集概要

### (1) 参加資格

大竹市内に事業所・店舗等を有する事業者で、プレミアム付商品券の使用を大竹市内の店舗等のみにおいて制限できる事業者。ただし、次の事業者等を除く。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③上記『1. 大竹市プレミアム付商品券についての(3)プレミアム付商品券の使用対象にならないもの』に記載する取引、商品のみを取扱う事務所・店舗等
- ④大竹市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けている事業者
- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている事業者等
- ⑥役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である事業者
- ⑦暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者
- ⑧役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している事業者
- ⑨役員等が暴力団・暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- ⑩役員等が暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

## (2) 取扱店の責務等

次に掲げる事項を、遵守してください。

- ①プレミアム付商品券取扱店であることが明確になるよう、販売ツール（のぼりやステッカー等）を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②使用者から受け取るプレミアム付商品券に問題がないか確認してください。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたプレミアム付商品券と判別できる場合は、プレミアム付商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を大竹市総務部産業振興課商工振興係（Tel 59-2131）に報告してください。確認用として配布する見本は、プレミアム付商品券を取り扱うすべての方に周知してください。
- ③使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたプレミアム付商品券のみ換金可能です。
- ④プレミアム付商品券の換金額は、換金業務を行う四国銀行大竹支店、広島銀行大竹支店、もみじ銀行大竹支店、広島信用金庫大竹支店又は玖波支店のいずれかの金融機関の口座に振り込みます。口座がない場合は、いずれかの金融機関において口座を開設する必要があります。なお、換金額が10万円以下であれば、大竹商工会議所でも換金ができます。
- ⑤換金業務を行う金融機関は、換金依頼期限の日までに依頼のあったプレミアム付商品券について、翌月の振込期限の日までに換金額を振り込みます。振込手数料は無料です。
- ⑥プレミアム付商品券取扱店間で、プレミアム付商品券の交換及び売買は行わないでください。
- ⑦プレミアム付商品券事業の運営にご協力ください。



### (3) 申込から選定まで

#### ①申込方法

大竹市プレミアム付商品券取扱店の登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、大竹市プレミアム付商品券取扱店（特定事業者）登録申込書に必要事項を記入し、大竹商工会議所にご持参、又はFAX（0827-53-6311）で申し込んでください。（申込費用：無料）

#### ②申込期間

11月29日（金）まで

※大竹市プレミアム付商品券取扱店（特定事業者）に係るマニュアル等は、大竹商工会議所で確認してください。

#### ③登録・承認

大竹商工会議所が申し込みのあった事業者を取りまとめた上で、大竹市に特定事業者（プレミアム付商品券取扱店）の登録を申請します。大竹市は、申請内容を審査し、特定事業者（プレミアム付商品券取扱店）の登録を承認した者に対し、特定事業者登録証明書を交付します。

なお、特定事業者登録証明書は、大竹商工会議所を通じて交付します。

※申し込み内容に虚偽等があった場合、承認を取り消すことがあります。

#### ④ その他留意事項

ア. 取扱店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、購入者対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。

イ. 取扱店向けのマニュアルやステッカー等は、大竹商工会議所で配布します。

ウ. プレミアム付商品券の取扱い、換金の方法等の詳細については、大竹商工会議所で配布する「取扱店マニュアル」を参照してください。

エ. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、プレミアム付商品券の換金を拒否したり、取扱店の承認を取り消したり、また損害が生じた場合は損害賠償金を請求することがあります。

オ. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、その都度、大竹市において対応を決定し、ホームページ等でお知らせします。

カ. プレミアム付商品券事業用にデザインされたプレミアム付商品券の肖像使用を含む広報告知物・提出物等は、事前に、大竹市の承認が必要となります。

キ. 大竹市の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

### 3. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引においてプレミアム付商品券を受け取った取扱店は、プレミアム付商品券の換金をすることができます。その方法は、次のとおりとします。

- ① 商品券の換金は、基本的に金融機関（四国銀行大竹支店、広島銀行大竹支店、もみじ銀行大竹支店、広島信用金庫大竹支店・玖波支店）の通帳への振り込みとなります。  
※換金手続きは、「大竹市プレミアム付商品券事業に係る特定事業者登録証明書」に記載している金融機関で行ってください。

なお、10万円以下の場合、大竹商工会議所において、現金でお渡しすることもできます。

※金融機関と大竹商工会議所では、換金依頼日（又は申込日）、振込日（又は換金日）が異なります。詳しくは、7ページ又は8ページの「換金日程予定表」をご覧ください。



#### ① 融機関利用の場合

換金依頼期限日までに  
①換金依頼書（4枚複写）  
②大竹市プレミアム付商品券  
③特定事業者登録証明書  
を金融機関（③特定事業者登録証明書に記載の金融機関）へ持参  
（受付時間 9:00～15:00）  
※換金依頼期限日までに行う換金の依頼は、1回のみとしてください。

翌月の振込期限日までに  
換金依頼書に記載の  
振込口座に振込



#### ②大竹商工会議所利用の場合 （10万円以下）

連絡日（毎月第2・4金曜）までに  
「換金申込書（2枚複写）」を  
大竹商工会議所へ持参又は  
FAX（53-6311）で事前に連絡  
※連絡日までに行う換金の申込みは、  
1回のみとしてください。

翌週木曜日に大竹商工会議所で換金。  
（換金時間 10:00～16:00）  
①換金申込書（2枚複写）  
②大竹市プレミアム付商品券  
③特定事業者登録証明書  
④認印（シャチハタ不可）  
を大竹商工会議所に持参

※特定事業者とは、大竹市プレミアム付商品券の取扱店のことです。

**※令和2年4月30日（大竹商工会議所は4月24日）以後の換金依頼には、対応できません。必ず、令和2年4月30日（大竹商工会議所は4月24日）までに、換金手続きを行ってください。**

## 換金日程予定表

金融機関では、最終振込日の換金依頼期限日（令和2年4月30日）を過ぎての換金依頼はできません。

### 換金日程予定表（金融機関用）

※表中の依頼日は「換金依頼期限日」、振込日は「振込期限日」を表しています。

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15 依頼日	16	17	18	19	10	11 振込日	12	13	14	15 依頼日	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

  

12月							1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
8	9	10 振込日	11	12	13 依頼日	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14 振込日	15 依頼日	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28	29	30	31	

  

2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	8	9	10 振込日	11	12	13 依頼日	14
9	10 振込日	11	12	13	14 依頼日	15	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				

  

4月							5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10 振込日	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15 依頼日	16	17	18	10	11 振込日	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30 依頼日			24	25	26	27 最終振込日	28	29	30
							31						

※基本、毎月の換金依頼期限日までに依頼のあった換金額を、翌月の振込期限日までに指定の口座に振込みます。なお最終月の4月は、換金依頼期限日を2日設けています。

大竹商工会議所では、最終振込日の連絡日（令和2年4月24日）を過ぎての換金依頼はできません。

換金日程予定表（商工会議所用）

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11 連絡日	12	3	4	5	6	7	8 連絡日	9
13	14	15	16	17 換金日	18	19	10	11	12	13	14 換金日	15	16
20	21	22	23	24	25 連絡日	26	17	18	19	20	21	22 連絡日	23
27	28	29	30	31 換金日			24	25	26	27	28 換金日	29	30

  

12月							1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13 連絡日	14	5	6	7	8	9	10 連絡日	11
15	16	17	18	19 換金日	20	21	12	13	14	15	16 換金日	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24 連絡日	25
29	30	31					26	27	28	29	30 換金日	31	

  

2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	1	2	3	4	5 換金日	6	7
2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13 連絡日	14
9	10	11	12	13	14 連絡日	15	15	16	17	18	19 換金日	20	21
16	17	18	19	20 換金日	21	22	22	23	24	25	26	27 連絡日	28
23	24	25	26	27	28 連絡日	29	29	30	31				

  

4月							5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2 換金日	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10 連絡日	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16 換金日	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24 連絡日	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30 最終換金日			24	25	26	27	28	29	30
							31						

\*基本、第2・4金曜日までに連絡、翌週木曜日に換金（休日の場合は翌日）

（お問い合わせ）大竹商工会議所 大竹市油見 3-18-11 Tel 52-3105 Fax 53-6311



## 4. 問い合わせ先

大竹市プレミアム付商品券事業の問い合わせは、平日 9 時 30 分から 17 時（年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日を除く。）に次のところで受け付けます。

**◎商品券取扱店（商品券・換金等）について**

⇒大竹商工会議所（TEL52-3105）又は大竹市総務部産業振興課（TEL59-2131）

**◎商品券引換券について**

⇒大竹市健康福祉部地域介護課（TEL59-2152）

**◎商品券事業全般について**

⇒大竹市総務部企画財政課（TEL59-2125）

## 誓約事項

次の誓約事項を確認し、全てに同意の上、お申し込みください。

- ①プレミアム付商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②プレミアム付商品券を使用できない商品に対して、プレミアム付商品券での支払いを受け付けません。
- ③プレミアム付商品券の再販、再流通はいたしません。
- ④プレミアム付商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- ⑤プレミアム付商品券を紛失・毀損した場合は、責任を負います。
- ⑥プレミアム付商品券の使用期間中（令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- ⑦プレミアム付商品券の取扱店の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧プレミアム付商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱店側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨プレミアム付商品券の取り扱いに対して大竹市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- ⑩店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑪登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を店舗等」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。